

第8章

保健医療施策の推進

1	感染症対策	126
2	難病対策	133
3	献血・臓器移植等の普及啓発	136
4	薬物乱用防止対策	138
5	歯科保健医療対策	139

第8章 保健医療施策の推進

1 感染症対策

(1) 感染症対策

■ 現状

○ 感染症法及び関係法令に基づく感染症対策の推進

感染症法及び、これに基づいて策定した札幌市感染症予防計画により、国及び北海道、医師会等の専門職能団体、民間検査機関等と連携し、平時の感染症対策を推進するとともに、有事に備えた体制を構築しています。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画や地域保健法に基づく健康危機対処計画などの関連計画の策定や改定を進め、新興感染症によるパンデミックに備えた有事体制の構築を図っています。

○ 感染症発生動向調査

医療機関などから速やかに感染症発生情報を収集し、健康危機事態の把握に努め、札幌市公式ホームページなどで医療機関や市民に情報を還元しています。

さらに、必要に応じて、疫学調査などにより詳細情報の収集等に努めるほか、重大な感染症については疑いの段階で医療機関から情報を収集することで健康危機事態の防止に努めています。

○ 感染症に関する知識の普及等

札幌市公式ホームページなどを活用し、市民への感染症に関する正しい知識の普及に努めるなど、各感染症予防事業を積極的に行うことで、医療機関の負担軽減に繋がっています。

また、感染症流行時には感染拡大を予防するため、ワクチン接種への支援や予防のための情報発信等を行います。

○ 感染症病棟の運営

一類・二類感染症などの重大な感染症が発生した場合に備えて、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関に指定されている市立札幌病院感染症病棟の適切な運営体制を維持しています。

■ 課題・施策の方向性

- 感染症予防・危機管理体制の強化が必要です。
- 感染症病棟の継続的な管理運営が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
バルアップ	感染症対策	札幌市感染症予防計画に基づく健康危機管理体制の強化、感染症発生動向調査、予防啓発、感染症病棟の運営により感染症対策を実施します。	◎医療機関等や関係部局との合同訓練等	◎基本目標1 ◎基本目標4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(2) エイズ・性感染症

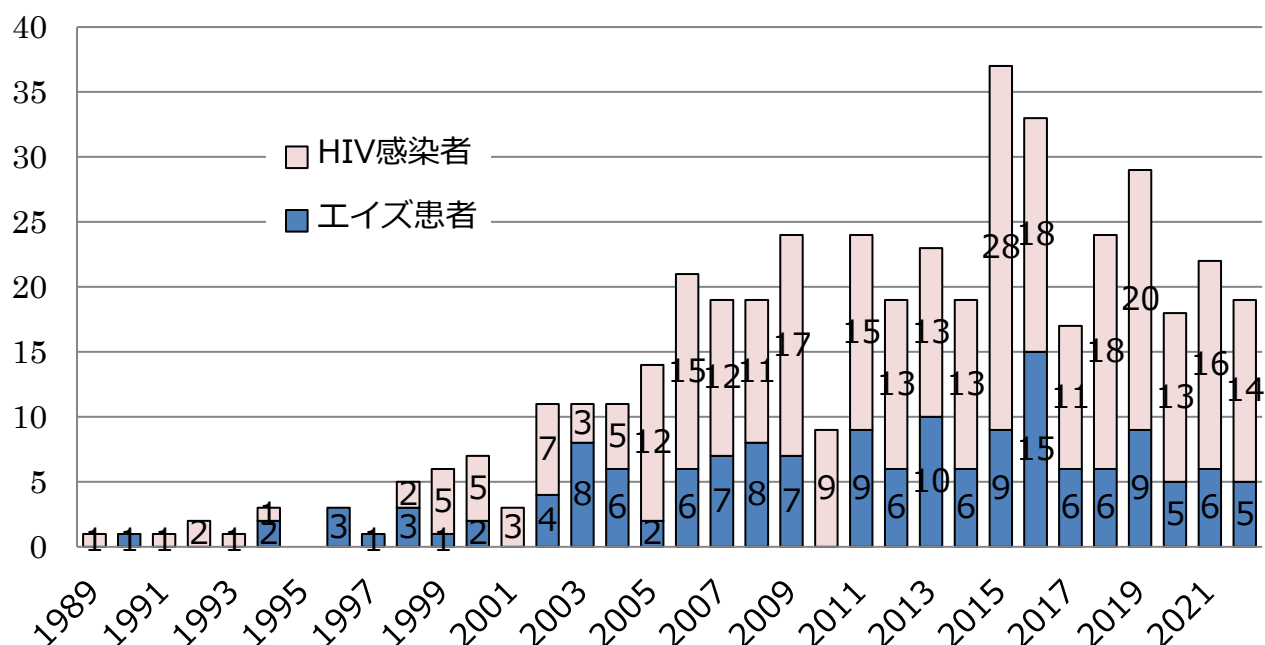
■ 現状

○ エイズ患者・HIV感染者

感染症法により、エイズ（後天性免疫不全症候群）は五類感染症として、情報の収集及び必要な情報の提供、公開によって発生拡大を防止すべき感染症と位置付けられています。

世界各国と同様に札幌市においても、エイズ患者及び HIV 感染者は増加し続けており、2022 年（令和 4 年）の届出数は 19 件（エイズ患者 5 件、HIV 感染者 14 件）となっています。このうち、14 件（73.7%）は同性間性的接触者でした。また、HIV 感染者は 20～40 代の割合が高く、エイズ患者は 20～60 代と広く分布しています。

図 8-1-1 エイズ患者・HIV 感染者の推移



<資料>札幌市保健福祉局

○ 予防啓発

札幌市では、感染拡大防止のため、ラジオ広報やリーフレット配布のほか、NGO・NPO 等と連携し、若年層や男性同性愛者層を対象とした予防啓発を行っています。

○ エイズ検査・相談

各区保健センターにおいて、毎月2回、匿名・無料の検査を実施しているほか、夜間検査を毎月第2火曜日、休日検査を年3回実施しています。

また、2007年（平成19年）12月から、毎週土曜日に、民間団体による検査も行っています。

■ 課題・施策の方向性

- エイズ、HIVに関する正しい知識の普及啓発を引き続き進める必要があります。
- HIV感染者の早期発見のため、検査・相談体制の充実とさらなる周知が必要です。
- その他の増加傾向にある性感染症について、エイズと一体的な対策が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	エイズ・性感染症対策	予防啓発、HIV抗体検査・相談、性感染症対策を実施します。	◎HIV抗体検査・相談 梅毒同時検査の実施 ◎予防啓発 学生向け予防講座の実施	◎基本目標1 ◎基本目標4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(3) ウイルス性肝炎

■ 現状

○ 肝炎ウイルス検査

B型及びC型肝炎ウイルスへの感染は、自覚症状が少ないため、気づかないまま重症化し、慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんに行進する恐れがあることから、早期発見、早期治療が重要です。

札幌市では、肝炎対策の一環として、国の特定感染症検査等事業実施要綱に基づき、2008年（平成20年）2月から、肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。

検査項目	B型・C型肝炎ウイルス検査
対 象	札幌市に居住の方で、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方
実施時期	通年
実施場所	委託医療機関

○ 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

2014年（平成26年）より、肝炎ウイルス検査で陽性になった方を医療機関につなげることを目的とした肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施しています。

■ 課題・施策の方向性

- 早期発見、早期治療のため、肝炎ウイルス検査の受診を引き続き促進する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検査、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業を実施します。	—	◎基本目標4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

(4) 結核

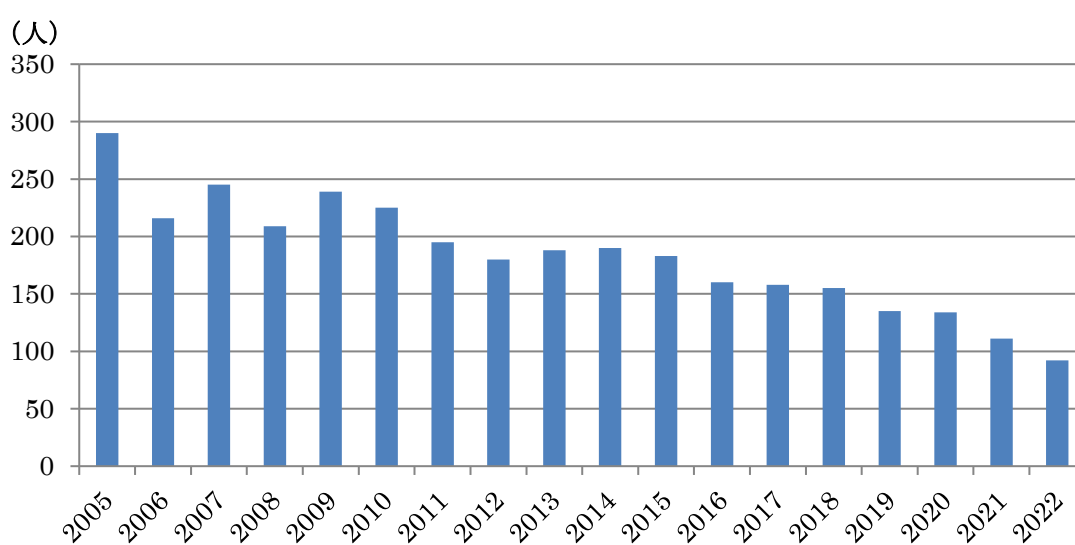
■ 現状

○ 結核登録者

結核対策は、過去には結核予防法に、2007年（平成19年）4月からは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施されており、結核患者の人権に配慮した適正な医療の確保等を図ることとされています。

札幌市における結核登録者数は、2022年（令和4年）末で234人であり、新規に登録される患者数は2021年（令和3年）が111人、2022年（令和4年）が92人と、結核は未だに新たな患者が登録されている感染症です。

図8-1-2 結核登録者数の推移



<資料>札幌市保健福祉局

○ 札幌市の結核対策

札幌市では発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め結核り患率を減少させるため関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法（DOTS）の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行っています。

■ 課題・施策の方向性

- 新たな結核登録者が発生していることから、結核予防対策及び患者の早期発見・早期治療が可能な体制を維持する必要があります。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	結核対策	発生動向調査、結核患者の治療成功率を高め、結核のり患を減少させるため、関係医療機関と地域が連携した直接服薬確認法（DOTS）の実施、講習会の実施等による人材確保、予防啓発などを行います。	—	◎基本目標 1 ◎基本目標 4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

2 難病対策

■ 現状

○ 特定疾患治療研究事業と難病法の施行

従前から、国の予算事業として特定疾患治療研究事業が実施され、対象疾患と認定されることにより医療費が公費負担とされてきました。これら難病対策をさらに充実させ、難病患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくものとして、2015年（平成27年）1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行されました。

なお、難病法施行後も一部の疾病については、国・北海道により引き続き特定疾患治療研究事業が実施されています。

○ 難病法による「難病」と「指定難病」

難病法では、「難病」を「発病機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。

「難病」のうち、「患者数が国内において一定の人数（人口の0.1%程度）に達していないこと」「客観的な診断基準が確立していること」を満たし、厚生労働大臣が指定したものが「指定難病」とされ、医療費助成の対象となっています。

○ 医療費助成の対象となる疾病数の増加

難病法施行前は56疾病（特定疾患）でしたが、難病法施行時に110疾病（指定難病）へと大幅に増加しました。その後も疾病が追加され、2021年度（令和3年度）末現在では338疾病となっています。

○ 特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証交付状況

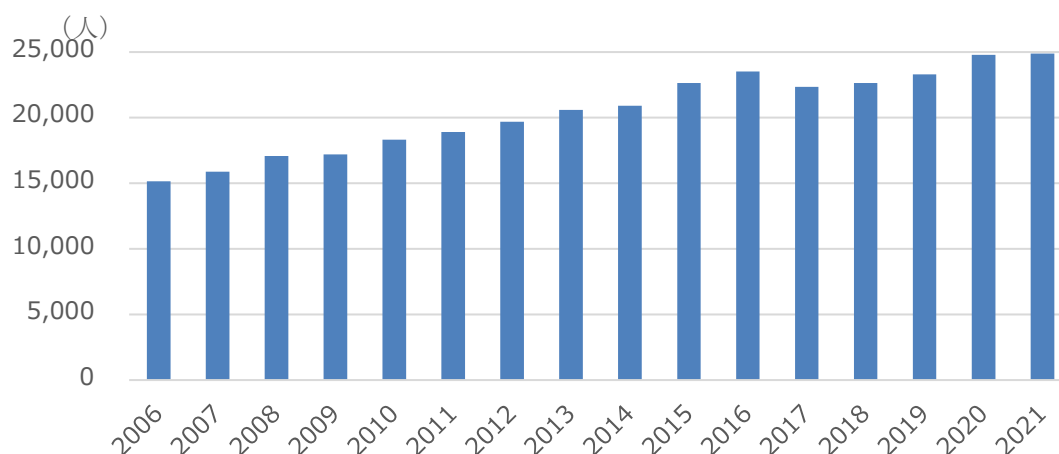
札幌市における特定医療費（指定難病）受給者証の交付数は2021年度（令和3年度）末時点で23,291件となっています。

一方、国・北海道が実施している特定疾患治療研究事業³⁰の特定疾患医療受給者証の交付数は2021年度（令和3年度）末時点で国指定特定疾患が21件、北海道指定特定疾患が1,584件となっています。

対象疾病の増加もあり、特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証交付数の合計は増加傾向にあります。

³⁰ 「難病法」の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾患に対する医療費助成制度

図8-2-1 特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証の交付数の年次推移



※2013年度までは、特定疾患のみ。2014年度以降は、特定疾患と特定医療費（指定難病）の合計

<資料>札幌市保健福祉局

○ 札幌市の難病対策

・ 面接相談事業

指定難病や特定疾患（北海道指定）の患者等（以下、「難病患者等という。）の日常生活上及び療養上の悩みについて、保健師等が相談、助言等を行うことにより疾病に対する不安解消を図るとともに、関係機関との調整を行います。

・ 訪問相談事業

面接相談事業による面接の結果、継続支援が必要と判断された難病患者等について、保健師が訪問したうえで面接相談を行います。疾病の自己管理に向けた支援や、地域での社会的交流等についても支援します。

・ 在宅療養支援計画策定・評価事業

訪問相談事業による訪問の結果、より専門的・総合的な支援を要すると判断される難病患者等について、効率的に各種サービスを提供するための在宅療養支援計画を策定します。また、支援を円滑に進めるために、医療機関、患者団体、相談援助機関等の相互連携を図り、地域における支援ネットワークの構築を行います。

・ 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安解消を図るため、難病専門医や理学療法士などの専門家による相談会を行っています。

・ 難病相談支援センター事業

難病患者等が地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談支援を行う窓口を設置しています。社会福祉士等の専門職が、難病患者等や家族からの相談に応じ、情報の提供や助言を行っています。

- ・ 普及啓発事業
難病患者等と市民を対象に、難病に関する知識の普及や技術習得のため、難病ガイドブックの作成と、呼吸リハビリテーションをメインとした講演会（体操を含む）の開催を行っています。
- ・ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業
ホームヘルパーを対象に、難病の基礎知識等の講義を行い、多様化する難病患者等のニーズに対応したホームヘルプサービスの知識・技能を有するホームヘルパーを養成しています。
- ・ 難病対策地域協議会
関係機関により構成され、連携の緊密化を図るとともに、難病の患者への支援の体制の課題と整備について協議を行っています（小児慢性特定疾病部会を含む）。
- ・ 難病患者団体への補助
北海道難病連札幌支部の事業費の一部を補助し、団体の活発な活動の促進を図っています。

■ 課題・施策の方向性

- 対象疾患が増加していることから、個別の患者等のニーズを把握した、よりきめ細かな支援が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	難病患者支援対策事業	面接相談事業、訪問相談事業、在宅療養支援計画策定・評価事業、医療相談事業、難病相談支援センター事業、普及啓発事業、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施、難病対策地域協議会（小児慢性特定疾病部会を含む）の開催、難病患者団体への補助により、難病患者等の療養生活の質の向上を図ります。		◎基本目標 4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

3 献血・臓器移植等の普及啓発

■ 現状

○ 献血

医療に不可欠な血液製剤については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者（日本赤十字社）との役割分担により、安全性の向上、安定供給の確保等を図っています。札幌市内には4か所の献血場所があり、献血人数は増加傾向にあります。2022年度（令和4年度）には延べ155,364人の方に献血に協力いただきました。

札幌市では献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を推進しています。

市内の献血場所
・北海道ブロック血液センター（北海道赤十字血液センター）
・大通献血ルーム
・アスティ献血ルーム
・新さっぽろ献血ルーム

年度	市内の献血人数（人）
2020	129,429
2021	136,039
2022	155,364

<資料>札幌市保健福祉局

○ 臓器移植等

1997年（平成9年）に施行された「臓器の移植に関する法律」（以下「臓器移植法」という。）により、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸などの臓器移植が行われています。2010年（平成22年）に「改正臓器移植法」が全面施行され、生前に書面で臓器を提供する意思を表示している場合に加え、本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようになり、15歳未満の方からの脳死後の臓器提供も可能となりました。

また、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が2014年（平成26年）に施行され、骨髄移植やさい帯血³¹移植が推進されています。

札幌市では、臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を推進しています。

■ 課題・施策の方向性

- 今後も必要な血液製剤を確保するため献血協力者の確保が必要です。
- 改正臓器移植法に対応したドナー登録者の確保が必要です。

³¹ 胎盤とへその緒（さい帯）の中に含まれている血液。赤血球、白血球、血小板などの血液細胞のもとになる細胞（造血幹細胞）が、多く含まれており、さい帯血を利用すると骨髄移植と同様の治療を行うことができる。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	献血・臓器移植等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献血 献血推進功労者への市長表彰を実施するなど、関係機関と連携した献血の普及啓発を実施します。 ・ 臓器移植等 臓器移植ドナーカードなどを用いて、臓器移植や骨髄バンクの普及啓発を実施します。 	—	◎基本目標 4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

4 薬物乱用防止対策

■ 現状

- 危険ドラッグは原料に何が含まれているのか、心身にどのような影響があるのかが不明であり、作用の強い新物質が次々と登場し死亡例も発生するなど、危険性が増大しています。
- 若年層において、大麻の乱用者が増加しています。また、市販薬のオーバードーズによる薬物依存も問題となっています。

■ 課題・施策の方向性

- 危険ドラッグ等の危険性が増加していることから、札幌薬剤師会や北海道警察等関係機関と連携した対応が必要です。
- 薬物乱用の危険性に係る市民への普及啓発が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌薬剤師会等との連携による「薬物乱用防止」の推進	札幌薬剤師会、北海道薬剤師会、北海道、北海道教育委員会、北海道警察、北海道厚生局麻薬取締部等と連携し、薬物の乱用防止のための啓発活動を行います。 また、札幌薬剤師会が実施する健康教室や薬物乱用防止キャンペーン等の啓発事業の実施を支援します。	—	◎基本目標 4
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

5 歯科保健医療対策

■ 現状

- 歯と口の健康は、食べることや会話することなど生命を維持し、社会生活を営むうえで欠くことのできない役割を果たしており、「札幌市歯科口腔保健推進条例」や「第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画」に基づき歯科口腔保健を推進しています。
- また、歯と口の健康は、全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患などとの関連が多いと報告されているほか、がん患者の術後や脳卒中患者の誤嚥性肺炎を防ぐため、医科歯科連携による適切な口腔ケアの実施及び歯科専門職による口腔機能の向上が必要です。
- 夜間における救急歯科診療や障がい者歯科診療に対応するため、札幌歯科医師会口腔医療センターの運営を支援しています。

■ 課題・施策の方向性

- 歯と口の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉などの関係機関が連携した対応が必要です。
- 救急歯科診療や障がい者歯科診療の安定的確保が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	バリエーション・新規取組内容	対応する基本目標
継続	札幌歯科医師会口腔医療センター運営支援	札幌歯科医師会が設置する「札幌歯科医師会口腔医療センター」において、夜間の歯科急病患者及び障がい者診療の実施を支援します。	—	◎基本目標1
継続	かかりつけ歯科医などの普及促進	(再掲) [P104 参照]		
継続	地域共生医療の推進	(再掲) [P71 参照]		
継続	地域の医療体制などに係る市民への情報発信	(再掲) [P97 参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（前期計画）について

札幌市では、歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、平成29年度から令和5年度までを計画期間とする札幌市生涯歯科口腔保健推進計画「さっぽろ8020推進プラン」を平成29年3月に策定し、札幌市の歯科保健対策を進めてきました。

また、近年は歯や口腔に関する健康格差や国民皆歯科健診やオーラルフレイル対策などの国の動きに対応した歯科口腔保健対策の重要性が注目されています。

こうした流れを受け、令和4年度に「札幌市歯科口腔保健推進条例」が施行され、対策を推進するための計画策定が義務付けられました。

第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画は、市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図るための施策として、札幌市歯科口腔保健推進条例に示されている5つの基本理念に基づき歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

計画期間

◎計画期間：令和6～11年度までの6年間

基本理念

基本理念1	基本理念2	基本理念3	基本理念4	基本理念5
市民の生涯にわたる歯科健診の充実による歯科疾患の予防、早期発見・早期治療	乳幼児期から高齢期までの世代に応じた健康教育や啓発による健康寿命の延伸	障がい者(児)・要介護者等、誰一人取り残さない歯科保健医療サービスの確保	公衆衛生的見地及び科学的根拠に基づく取組による健康格差の縮小	関係団体・関係機関との連携・協力による総合的な歯科口腔保健の取組の推進

基本理念別の主な取組

基本理念1	歯周病検診、妊産婦歯科健診、企業等における歯科健診の受診勧奨
基本理念2	各区保健センターにおける健康教育・歯科保健指導 高齢者の口腔機能向上やオーラルフレイルに関する健康教育・歯科保健指導
基本理念3	札幌口腔医療センターにおける歯科診療事業及び障害者施設利用者への歯科健診・職員研修、後期高齢者訪問歯科健診、医療的ケア児に対する歯科保健医療対策について検討
基本理念4	保育所幼稚園におけるフッ化物洗口支援事業、小学校におけるフッ化物洗口モデル事業
基本理念5	大学連携による共同調査研究、大規模災害時における歯科保健医療の対応体制の整備